



消防団への加入促進

地域防災室

消防団は、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき市町村に置かれる消防機関であり、消防団員は、本業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて、地域の安全・安心の確保のために活動している非常勤特別職の地方公務員です。

平成23年3月に発生した東日本大震災を始め、最近では熊本地震、台風第10号に伴う豪雨災害等の大規模災害の発生時において、消防団は、自らも被災者でありながら、いち早く現場に駆け付け、消火活動のみならず、住民の安否確認や救助、避難誘導等、様々な活動に従事し、地域防災の要として欠くことのできない存在です。

しかしながら、少子高齢化、産業構造・就業形態の変化等に伴い、消防団員数は減少を続けています。平成28年4月1日現在、85万6,278人となっており、1年前の85万9,995人と比べ、3,717人(0.4%)減少し、減少幅は年々縮小しているものの、地域における防災力の低下が懸念されています。

このような中、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立しました。この法律では、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、国や地方公共団体は、消防団への積極的な加入促進がなされるよう必要な措置を講じること等が規定され、消防庁では地域防災力の充実強化に向けた各種施策に取り組んでいます。

全国の市町村においても、消防団員の確保に向けた様々な取組を進めているところですが、消防団への加入を促進するため、本年度も引き続き、平成29年1月から3月までの間、関係団体と連携して、全国的な「消防団加入促進キャンペーン」を実施します。本キャンペーン期間中は、消防団員の確保に向けて、事業所の協力促進並びに女性及び学生等の入団促進に重点的に取り組むこととしています。

○消防団活動に対する事業所の協力の促進

現在、全体の7割を越える消防団員が被雇用者となっており、円滑な消防団活動を行うためには事業所の協力が不可欠です。平成18年度に創設した「消防団協力事業所表示制度」では、勤務中に出勤した場合に便宜を図ったり、従業員の入団促進を積極的に推奨したりするなど、事業所ぐるみで積極的な支援を行っている事業所が増えており、平成28年4月1日現在、全国の市町村において12,899事業所が「消防団協力事業所」として認定されています。

○女性の入団促進

消防団員が減少している中、地域防災の新たな担い手である女性を消防団員として採用する動きが全国的に広まっており、平成28年4月1日現在、23,899人の女性消防団員が、実災害の消火活動や後方支援活動のほか、高齢者宅への防火訪問、火災予防や応急手当の普及啓発活動等、多岐にわたって活動しています。

○大学生等の入団促進

消防団員の高齢化が進む中、地域防災の新たな担い手として若年層の消防団員確保が課題となっていますが、大学生等の若い力を、消防団活動で発揮していただくことは大変有意義で、地域防災力の充実強化にもつながります。平成28年4月1日現在、3,255人の学生が消防団で活躍しています。

○消防団加入促進等の取組事例



成人式におけるPR活動の様子（京都府綾部市）



祭礼におけるPR活動の様子（富山県高岡市）

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 長堀
TEL: 03-5253-7561